

【大田市】変更・削除申請手続の方法

変更内容	システムによる変更	添付書類の送付(※申請完了時に出力「表示・印刷」される書類送付票は提出不要)											
		提出書類					共通審査団体の場合(左記の提出書類に加えて)						
		変更申請チェック表	委任状	※営業所一覧表(紙提出不可)	業態調書	使用印鑑届	※アップロード不可	(「工事」建設業許可変更届出書(該当ページのみのみ))	(「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」)	(「工事」建設業許可証)	(「業務」登録に関する通知)	(「工事」建設業許可廃業届又は取消通知書)	(※総会議事録(写)等、変更を証明する書類(建設業許可変更届の場合に限る))
1. 本社の変更													
(1) 商号又は名称	☆	○	▼	-	-	印○	-	工○	○	-	-	-	工○
(2) 代表者	☆	○	▼	-	-	印○	▲	工○	○	-	-	-	工○
(3) 所在地、郵便番号	☆	○	▼	-	-	印○	-	工○	○	-	-	-	工○
(4) 電話番号、FAX番号	☆	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 委任する営業所の新設、廃止	☆	○	▼	-	-	-	-	工○	-	-	-	-	-
3. 委任する営業所の変更													
(1) 名称	☆	○	▼	-	-	印○	-	工○	-	-	-	-	工○
(2) 代表者	☆	○	▼	-	-	印○	▲	工○	-	-	-	-	工○
(3) 所在地、郵便番号	☆	○	▼	-	-	印○	-	工○	-	-	-	-	工○
(4) 電話番号、FAX番号	☆	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 島根県内営業所の追加、廃止	-	○	-	○	-	-	-	工○	-	-	-	-	-
5. 島根県内営業所の変更													
(1) 名称	-	○	-	○	-	-	-	工○	-	-	-	-	-
(2) 所在地、郵便番号	-	○	-	○	-	-	-	工○	-	-	-	-	-
(3) 電話番号、FAX番号	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 役員の新規就任	-	-	-	-	-	-	●	-	○	-	-	-	-
7. 【工事】建設業許可番号の変更	☆	○	-	-	-	-	-	-	-	工○	-	-	-
8. 【業務】営業に関し法律上必要とされる登録に関する内容の変更	☆	○	-	-	-	-	-	-	-	-	業○	-	-
9. 【工事】建設業許可の全部廃業又は一部廃業による取下げ	☆	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	工○	-
10. 自己都合による取下げ	☆	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11. 業態調書の内容の変更	-	○	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-
12. 使用印鑑のみ変更	-	○	▼	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-
13. その他(上記以外)の変更	☆	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※システムで変更申請を行った場合、上記に該当する「添付書類」を必ず送付してください。(書類送付のない申請は審査を行いません。)

【工事】希望工種の追加、変更	☆	(実績の確認ができる書類) 工事経歴書
【業務】希望業種の追加、変更 <small>※正し、希望部門の申請の場合は書類不要</small>	☆	(実績の確認ができる書類) 実績調書
【物品・役務】営業品目の追加、変更	☆	書類不要。システム申請のみ。

- ☆ システムによる変更申請が必要
- 原本を提出
- 写しを提出
- 工○ 工事の場合のみ写しを提出
- 業○ 業務の場合のみ写しを提出
- ▼ 委任する場合のみ原本を提出
- ▲ 役員(取締役、監査役等)が新規で登用(今まで他の役職で役員の者は除く)された場合(登記事項証明書が必要)
※建設業許可変更届の前に入札等があり至急手続きを要する場合、システム入力後必要となる書類。
- 印○ 実印、使用印鑑も変更する場合(印鑑証明は不要)

次の場合は変更申請は必要ありません

1. 島根県外の営業所(委任する営業所を除く)に変更があった。
2. 【工事】建設業許可を更新した。(ただし、許可番号が変更となった場合は変更申請が必要です)
3. 【工事】新しい経営事項審査の結果通知書が届いた。⇒申請は不要。ただし通知書の写しを提出してください。(FAX可)